

# 介護・福祉

## 介護保険

### 加入する人

介護福祉課介護保険係 ☎25-3027

- 第1号被保険者 65歳以上の人
- 第2号被保険者 40歳から64歳までの人

### 保険料

介護福祉課介護保険係 ☎25-3029  
☎25-2701

- 第1号被保険者  
該当する所得段階に応じて決まります。  
段階ごとの保険料は右表のとおりです。
- 第2号被保険者  
加入している医療保険の算定方法に基づいて決まります。

### 納め方

介護福祉課介護保険係 ☎25-3029  
☎25-2701

- 第1号被保険者  
・特別徴収(年金から差し引き)…年金が年額18万円以上の人が対象  
・普通徴収(納付書・口座振替)…年金を受給していない人や年度の途中で65歳になった人、転入した人などが対象
- 第2号被保険者  
加入する医療保険の保険料と一括で納めます。

### 65歳以上の人の保険料

保険料段階	保険料(年額)	保険料段階の条件	
		世帯の市民税課税状況	所得やその他のほかの条件
第1段階	21,000円	全員非課税	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者
第2段階	21,000円		合計所得金額+課税 年金収入額が年間 80万円以下
第3段階	31,500円		第2段階以外の非 課税世帯者
第4段階	37,800円	課税者あり 本人非課税	合計所得金額+課税 年金収入額が年間 80万円以下
	42,000円		上記以外
第5段階	52,500円	本人が課税	合計所得が200万 円未満
第6段階	63,000円		合計所得が200万 円以上

※保険料(年額)が同じ人でも、月別納付額が異なる場合があります。

### 介護保険サービスの利用手続き

介護福祉課認定予防係 ☎25-2861

サービスを利用するには、申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。申請やサービス利用については、介護福祉課や地域包括支援センター(83ページ参照)に、ご相談ください。

## 介護保険サービス

介護福祉課認定予防係 ☎25-2861  
 介護福祉課介護保険係 ☎25-3027

在宅サービス (介護予防サービスを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○通所介護(デイサービス)</li> <li>○通所リハビリテーション</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○短期入所[生活・療養]介護(ショートステイ)</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○福祉用具購入費の支給(上限額:1年間10万円)</li> <li>○住宅改修費の支給(上限額:20万円)</li> </ul>
地域密着型サービス (介護予防サービス含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護(要支援2以上の人が利用できます)</li> </ul>
施設サービス (要介護1~5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>○介護老人保健施設(老人保健施設)</li> <li>○介護療養型医療施設</li> </ul>

## 介護保険サービス利用の負担額

介護福祉課介護保険係 ☎25-3027

### ■在宅サービスの利用

介護認定を受けてサービスを利用する場合、利用できる金額は認定された要介護度ごとに上限が決められています。ケアプランに基づき、上限額の範囲内で必要なサービスを利用してください。サービスを利用した場合は、利用したサービスの費用の1割を利用者が負担します。

なお、上限額を超えてサービスを利用した場合は、全額自己負担になります。

### ■1カ月あたりの利用限度額と自己負担額

要介護度	上限額	自己負担額
要支援1	49,700円	4,970円
要支援2	104,000円	10,400円
要介護1	165,800円	16,580円
要介護2	194,800円	19,480円
要介護3	267,500円	26,750円
要介護4	306,000円	30,600円
要介護5	358,300円	35,830円

## 利用者負担の軽減制度

介護福祉課介護保険係 ☎25-3027

### ■高額介護サービス費

1カ月に支払う利用者負担額(1割分)が一定額を超えた場合、超えた額が申請により払い戻されます。限度額は、所得によって異なります。

### ■特定入所者介護サービス費

所得の低い人は、短期入所を含む施設での食費と居住費(滞在費)の負担が低く抑えられます。サービスを利用したときの食費と居住費(滞在費)は、保険給付の対象外ですが、所得の低い人には自己負担が重くならないように、所得に応じて限度額を設定しています。

該当する人は、利用する月の末日までに申請が必要です。

## 転入・転出するとき

介護福祉課介護保険係 ☎25-3027

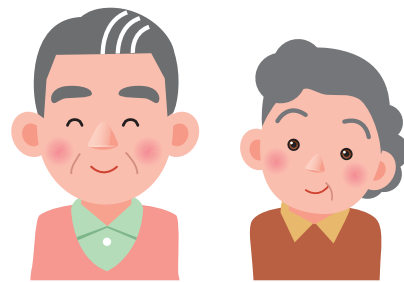
転入や転出するときなどは介護保険の資格に関する手続きが必要です。

### ■転入したとき

65歳以上の人には「介護保険被保険者証」を交付します。前住所地で要支援・要介護認定を受けていた人は「介護保険受給資格証明書」を提出してください。

### ■転出するとき

「介護保険被保険者証」を返却してください。介護保険料の精算がありますので「介護保険料過誤納金受取口座届」を提出してください。要支援・要介護認定を受けていた人には「介護保険受給資格証明書」を交付します。



## 障害福祉

問 障害福祉課 ☎25-1155 FAX 25-1166

## 障害者手帳

心身に障がいのある人が、さまざまな制度やサービスを利用するために必要です。

### ■身体障害者手帳

身体に障がいのある人。

### ■療育手帳

知的障がいのある人。障がいの程度により、A(最重度・重度)、B(中度・軽度)に区分されます。

### ■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人。障がいの程度により、1級から3級までに区分されます。

## 手当

### ■特別児童扶養手当

20歳未満の重度の心身障がいのある児童を扶養している保護者が対象。

### ■障害児福祉手当

在宅の20歳未満の重度障がいのある人のうち、日常生活で常時介護を必要とする人が対象。

### ■特別障害者手当

在宅の重度障がいのある人のうち、日常生活に常時特別な介護を必要とする人が対象。

### ■室蘭市重度心身障害児福祉手当

知的または身体に重度障がいのある20歳未満の児童を療育している保護者が対象。

## 障害福祉サービス

### ■居宅介護(ホームヘルプ)

居宅での介護を行います。

### ■重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護が必要な人に、居宅・外出時の介護を行います。

### ■行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に、外出時の介護を行います。

### ■重度障害者等包括支援

常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などのサービスを包括的にを行います。

### ■児童デイサービス

障がいのある児童に、肢体不自由児施設などで日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

### ■短期入所(ショートステイ)

居宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設などで介護を行います。

### ■療養介護

医療を必要とし、常時介護が必要な人に、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。

### ■生活介護

常時介護が必要な人に、昼間の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### ■共同生活介護(ケアホーム)

主に夜間に、共同生活を行う住居で介護を行います。

### ■施設入所支援

施設に入所する方に、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

### ■自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ■就労移行支援

企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ■就労継続支援

企業などでの就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ■共同生活援助(グループホーム)

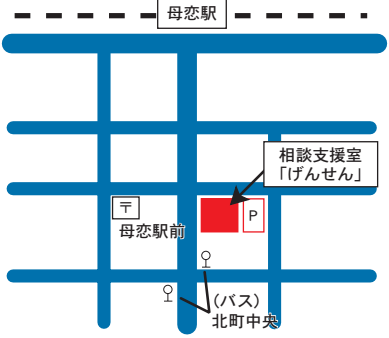
地域で共同生活を行うのに支障のない人に、主に夜間に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

## 各種相談

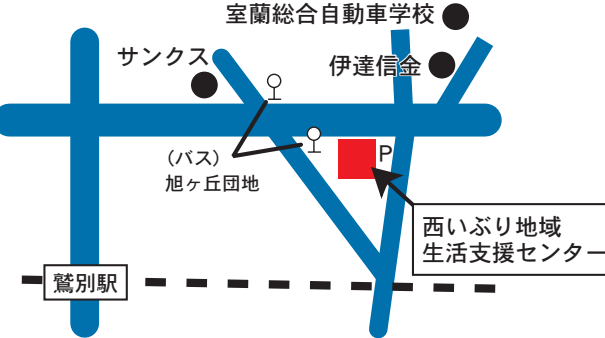
### 相談支援事業

室蘭市では、下記の2事業所で、各種相談に応じ、情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用援助などの必要な支援を行います(利用料はかかりません)。

#### ●身体、知的障がいのある人の相談

事業所名称	相談支援室「げんせん」 (地域生活支援センター内)	 <p>&lt;交通機関&gt; ○道南バス 北町中央(徒歩1分) ○JR 母恋駅(徒歩5分)</p>
所在地	室蘭市母恋北町1丁目4番2号	
問合せ	☎・FAX 24-7070 ✉: siencenter-gensen@opal.plala.or.jp	
相談日・時間	火曜日～土曜日 9時～18時 ※国民の休日、12月29日から1月3日を除く	

#### ●精神障がいのある人の相談

事業所名称	西いぶり地域生活支援センター	 <p>&lt;交通機関&gt; ○道南バス 旭ヶ丘団地(徒歩1分) ○JR 鷺別中学校前(徒歩10分) ○JR 鷺別駅(徒歩10分)</p>
所在地	登別市美園町2丁目23番地1	
問合せ	☎・FAX 86-0707 ✉: nishiiburi@sanai-hospital.or.jp	
相談日・時間	月曜日～金曜日 (5月～9月) 8時30分～19時 (10月～4月) 8時30分～17時 土曜日 8時30分～12時 ※国民の休日、12月31日から1月3日を除く	

#### ●相談業務の内容

##### 障害福祉課 ☎25-1155

- ・福祉サービスの利用援助(サービス情報の提供、サービス利用の助言など)
- ・社会資源を活用するための支援(福祉機器の利用助言、生活情報の提供など)
- ・社会生活力を高めるための支援(健康管理、趣味、余暇活動などの助言、指導など)
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助(成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の活用など)
- ・専門機関の紹介(障がいのある人のニーズに応じ、各種専門機関を紹介)
- ・虐待の防止および早期発見のための関係機関との連絡調整

##### ●身体障害者・知的障害者相談員

##### 障害福祉課 ☎25-1155

知事および市長から委嘱を受けて、障がいのある人の更生援助の相談に応じ、必要な指導、助言を行う身体・知的障害者相談員を配置しています。

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

##### ●ろうあ者生活相談員

##### 障害福祉課 ☎25-1155 FAX 25-1166

聴覚障がいおよび音声または言語障がいのある人の日常生活上の各種相談に応じ、個々の実情に即した適切な処遇を図るため、ろうあ者生活相談員を配置しています。

##### ●民生委員・児童委員

##### 介護福祉課福祉総務係 ☎25-2872

厚生労働大臣から委嘱された民生委員が、担当地域内の障がいのある人、高齢者、生活に困っている人の相談に応じ、必要な助言、援助を行っています。

また、児童委員も兼ねており、児童の健全育成や妊産婦などについても相談を受けています。

##### ●心身障害者巡回相談の実施

##### 障害福祉課 ☎25-1155

道立心身障害者総合相談所の職員が、道内各地を巡回して、知的障がいのある人および身体障がいのある人を対象に医学的・心理学的及び職能的判定等を行い、併せてその更生に必要な総合相談に応じ、社会的更生について助言、指導を行います。

<実施時期> 年4回、毎年4・7・9・1月頃予定(日程は変更あり)

##### ●地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)

##### 北海道地域福祉生活支援センター胆振地区センター ☎25-2941

相談を受けた職員が訪問して、ご本人と提供するサービスの内容を話し合い、生活支援計画を立て、契約を結びます。契約後は、生活支援計画に基づいて、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、日常生活費の管理のお手伝いを登録されている「生活支援員」がサービスの提供をします。

##### ●障害者110番

##### 北海道障害者社会参加推進センター ☎011-252-1233

(24時間対応のファクス・留守番電話) ☎011-252-1235

障がいのある人とその家族の日常生活の不安や悩みに対して、弁護士などによる専門相談を行います。

<相談受付時間> 月曜日～金曜日 9時～17時 ※祝日、年末年始を除きます。

## 障害福祉のしおり

室蘭市では、障害者手帳をお持ちの方のための各種制度を紹介した「障害福祉のしおり」を作成しています。

次の施設で配布していますので、お近くの施設までお越しください。

なお、体が不自由で取りに来ることが出来ない場合、または目が不自由で読むことが出来ない場合は障害福祉課(☎25-1155、FAX 25-1116)までご連絡ください。

#### 設置場所

障害者福祉総合センター(東町2-1-6 びあ216)

保健センター(東町4-20-6 3階)

市役所本庁舎案内窓口(幸町1-2)

市役所広域センタービル庁舎(海岸町1-4-1)

蘭東支所(えきがるセンター)(東町2-29-4)

市立室蘭総合病院(山手町3-8-1)

相談支援室げんせん(母恋北町1-4-2)

西いぶり地域生活支援センター(登別市美園町2-23-1)

地域包括支援センター(白鳥ハイツ(白鳥台4-8-1)、母恋(新富町1-5-13)、ことぶき(寿町1-5-3)、憩(知利別町1-45))

白鳥大橋記念館(祝津町1-16-15)

サンライフ室蘭(港北町1-6-2)

総合福祉センター(天神町27-12)

## 高齢者の福祉・生活支援

### 老人クラブ

**老人クラブ連合会事務局(社会福祉協議会内) ☎22-1858**  
 おおむね60歳以上の同じ区域に住む高齢者が自主的に集まり、ボランティア活動や教養講座、健康増進事業などを行う団体です。

### 長寿のお祝い

**介護福祉課福祉総務係 ☎25-2872**  
 高齢者の長寿を祝福するとともに、社会に貢献されたねぎらいと市民の敬老思想の高揚を図ることを目的に、88歳、99歳、100歳の方に祝金を支給しています。

**長寿祝金**

区分	基準日と対象になる誕生日	支給額
88歳	1月1日…前年の7月から12月まで	1万円
99歳	7月1日…その年の1月から6月まで	
100歳	その誕生日	10万円

### 老人ホームなど施設への入居

**介護療養型医療施設**  
 治療だけでなく、長期にわたる療養や介護が必要な人が入院(要介護1以上の認定が必要)。

太平洋病院	白鳥台5-19-2	☎59-2211
上田病院	東町2-24-6	☎44-3690

**老人保健施設**  
 病状が安定している人で、家庭に戻れるように、リハビリや看護を受ける人が入所(要介護1以上の認定が必要)。

憩	知利別町1-45	☎41-1511
母恋	新富町1-5-13	☎25-2121
エバークリーンハイツ室蘭	八丁平1-49	☎46-4500

■養護老人ホーム  
 65歳以上で環境上及び経済的理由により在宅での生活が困難な人が入所。

あいらん	祝津町3-16-31	☎27-2018
------	------------	----------

■ケアハウス  
 60歳以上で日常の生活において自立しているが、家庭環境及び在宅事情などの理由により在宅生活が困難な人が入所。食事・入浴の提供あり。

オパール室蘭	高平町16-8	☎46-6150
ふれあい母恋	新富町1-2-22	☎24-2011

■軽費老人ホーム  
 60歳以上で在宅生活に不安のある人が入所。低額な料金で、食事などを提供。

泉寿園	柏木町38-1	☎55-3771
-----	---------	----------

■有料老人ホーム  
 概ね60歳以上の自立者および要介護者が入所。食事などを提供。

チエロ	中島町1-8-5	☎41-1001
-----	----------	----------

■高齢者向け優良賃貸住宅  
 60歳以上の人がいる世帯。バリアフリー化等高齢者に対応した造り。24時間緊急時対応。

すずらん	新富町1-2-2	☎24-2011
------	----------	----------

■適合高齢者専用賃貸住宅  
 60歳以上で寝たがりの状態でも入居可能。24時間緊急時対応。食事を提供。

ことぶき	寿町1-5-3	☎44-3030
------	---------	----------

## 総合福祉センター

127ページを参照。

## 高齢者見守り隊・たすけ隊

### 介護福祉課福祉総務係 ☎25-2872

町内会・自治会・民生委員をはじめとする地域の方々や、訪問の機会が多い事業所の皆さんと関係機関が協力して、高齢者の異変を察知した場合に、地域包括支援センターに連絡するネットワークです。お近くの高齢の方で、「新聞や郵便物が溜まったままになっている」「数日洗濯物が干しっぱなし」「最近姿が見えない」ときは、最寄りの地域包括支援センター(83ページ参照)にご連絡ください。

### 高齢者見守り隊

高齢者宅を訪問し安否や状況を確認し、地域包括支援センターに連絡

### 高齢者たすけ隊

高齢者の方に支援が必要なときは、民生委員や関係機関と連携して適切な支援

## シルバー人材センター

### シルバー人材センター ☎45-8155

60歳以上の健康で働きたい人などが集まって仕事を引き受け、各人の希望に応じて仕事をする会員制の団体です。就職のあっせんはしません。

## 緊急通報システム

### 介護福祉課 ☎25-2881

1人暮らしの高齢者で、心臓疾患、脳血管疾患などが原因で日常生活動作に支障があり、緊急時の通報手段の確保が困難な人に、有料で緊急通報システムを貸し出します。

## 家族介護用品助成

### 介護福祉課 ☎25-2881

要介護4・5の寝たきりの人を介護している、市民税非課税世帯に、介護用品購入費の一部を助成します。

## あったか移送サービス

### 介護福祉課 ☎25-2881

要介護3以上の寝たきりで、家族による搬送が困難な人の入退院などの移送を有料で行います。

## 高齢者割引ふれあいパス

70歳以上を対象に、道南バスが発売する「ふれあいパス」購入に対して助成を行っています。室蘭・登別・伊達市内(大滝区を除く)を運行する道南バスの全路線でご利用になれます。

### ■助成金額

1カ月(4,500円)に対して600円を助成  
3カ月(13,500円)に対して1,800円を助成

### ■発売所

東町ターミナル、長崎屋室蘭中央店、丸井今井室蘭店

### ■購入に必要な物

住所、年齢を証明できるもの(健康保険証、介護保険証、運転免許証のいずれか)、印鑑、顔写真(縦3cm、横2.5cm)

※ほかの割引と重複することはできません。

## 介護予防健診

### 介護福祉課 ☎25-2861

心身の健康状態をチェックし、生活機能低下の原因を早期発見するための健診です。要介護・要支援認定者を除く、65歳以上の人全員が対象です。

## えみなメイト

### 介護福祉課 ☎25-2861

高齢者を対象に、いつまでも健康で生活していけるよう、健康講座を開催しています。市内各所で行っていますので、気軽にご参加ください。

## えみなくらぶ

### 介護福祉課 ☎25-2861

介護予防健診を受けて、医師から勧められた人を対象に、身体機能が低下しないように運動や講話による教室を開催しています。

## 布団乾燥サービス

### 社会福祉協議会 ☎22-1858

寝たきりの人などの布団の丸洗い・乾燥を無料で行います。

## 自動消火器・火災警報器等設置助成

### 社会福祉協議会 ☎22-1858

寝たきりや1人暮らしなどで、火災の避難が困難な人のいる家庭に対し、無料で自動消火器などを設置します。

## 訪問サービス

### 社会福祉協議会 ☎22-1858

虚弱な1人暮らしの人に、無料で乳酸菌飲料を届け、安否確認を行います。

## 地域包括支援センター

高齢になっても、地域で元気に生活していけるよう、高齢者の健康や介護、生活などの総合的な相談支援を行う機関です。

### ■総合相談

健康について相談したい

認知症について教えて欲しい

近所の一人暮らしの高齢者のことで相談したい

### ■介護予防

介護保険のことで相談したい

要支援の認定を受けたので、介護予防サービスを利用したい

### ■権利擁護

不審な訪問販売や振り込み詐欺などの悪徳商法の対応は、どうしたらよいか知りたい

成年後見制度について知りたい

近所で虐待にあっている高齢者がいる

### ■地域支援ネットワーク

地域のケアマネジャーへの助言や指導

高齢の方々に関するさまざまな機関とのネットワークづくり

センター	電話・住所	担当町名
白鳥 ハイツ	☎59-3100 白鳥台4-8-1	絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、本輪西町、幌萌町、神代町、香川町、陣屋町、白鳥台、崎守町、石川町
母恋	☎24-2112 新富町1-5-13	緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、常盤町、清水町、幸町、本町、栄町、舟見町、山手町、入江町、茶津町、新富町、母恋北町、母恋南町、御前水町、御崎町、大沢町、輪西町、みゆき町
ことぶき	☎46-2121 寿町1-10-11	東町、寿町、日の出町、高砂町、水元町、天神町
憩 (いこい)	☎41-3076 知利別町1-4-5	中島町、中島本町、高平町、八丁平、知利別町、宮の森町、港北町、柏木町

## 生活保護

### 保護課相談室 ☎25-2188

病気などで働けなくなったり、働いていた人が死亡したりして生活に困っている人に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を手助けします。申請は本人かその世帯員、扶養義務者、同居の親族が手続きをしてください